

県営治山林道事業に係る熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領

森保第 592 号
令和 8 年 9 月 24 日

(目的)

第 1 本要領は、夏季における猛暑日の増加などの気候状況を考慮し、事業現場における安全対策を推進するため、熱中症対策に必要な経費の計上に関して、現場管理費を補正するにあたり、必要な事項を定めたものである。

(用語の定義)

第 2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、以下のとおりとする。

(1) 真夏日

日最高気温が 30 度以上の日又は暑さ指数（WBGT）が 25 度以上の日をいう。
ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温又は暑さ指数（WBGT）で判断する。

なお、不稼働日は工期内の真夏日に含めないものとする。

(2) 工期

工事の始期から工事の終期までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計をいう。

なお、年末年始 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

(3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$$

(対象工事等)

第 3 対象工事及び対象地域については、以下のとおりとする。

(1) 対象工事

主たる工種が屋外作業である県営治山林道事業で、「森林整備保全事業設計積算要領」（平成 12 年 3 月 31 日付け 12 林野計第 138 号林野庁長官通知）表 6-1 の工種区分を適用する工事を対象とする。

ただし、工場製作工を含む工事は当該期間を工期から除くものとする。

(2) 対象地域

全ての地域を対象とする。

(気温の計測方法等)

第4 計測方法及び計測結果の報告については、以下のとおりとする。

(1) 計測方法

受注者は、工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法について、施工計画書に記載し提出しなければならない。

施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温または環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)を用いることを標準とする。

なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25度以上となる日を真夏日と見なす。

運動に関する指針

気温 (参考)	暑さ指数 (WBGT)	熱中症予防運動指針	
35℃以上	31℃以上	運動は原則中止	特別の場合以外は運動を中止する。 特に子供の場合には中止すべき。
31～35℃	28～31℃	厳重警戒 (激しい運動は中止)	熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。 10～20分おきに休憩をとり水分・塩分の補給を行う。 暑さに弱い人※は運動を軽減または中止。
28～31℃	25～28℃	警戒 (積極的に休憩)	熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。 激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
24～28℃	21～25℃	注意 (積極的に水分補給)	熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。 熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
24℃未満	21℃未満	ほぼ安全 (適宜水分補給)	通常熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。 市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意

※暑さに弱い人：体力の低い人、肥満の人や暑さに慣れていない人など
(公財) 日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」(2019) より

ただし、上記によりがたい場合は、現場内を代表する1地点で気象庁の気温計測方法に準拠した方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

なお、計測に要する費用は受注者の負担とする。

(2) 計測結果の報告

受注者は、施工計画書に基づき、計測結果の資料を監督員に提出するものとする。

(積算方法等)

第5 現場管理費の補正にあたっての考え方については、以下のとおりとする。

(1) 補正方法

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

$$\text{補正値 (\%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}^{\ast}$$

※補正係数：1.2

補正值（％）は小数第3位四捨五入（小数第2位止め）とする。

また、「積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合の補正」及び「緊急工事の場合」と重複する場合においても最高2％とする。

(2) 現場管理費

対象純工事費 × ((現場管理費率 × 補正係数^{※1}) + 補正值^{※2})

※1 補正係数：施工地域を考慮した補正係数

※2 補正值：「熱中症対策費の補正」、「積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合の補正」及び「緊急工事の場合」の補正值の加算額（最高2％）

(対象工事である旨の明示)

第6 熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である旨等を特記仕様書に明示するものとする。

(施工箇所点在型への適用)

第7 施工箇所点在型工事については、点在する箇所毎に補正を行うことができるものとする。

(その他)

第8 この要領に定めのない事項については、必要に応じ受発注者協議により定めるものとする。

附 則 （令和2年7月3日森保第407号）

この要領は、令和2年8月1日から施行し、施行日以降に入札公告に付す工事に適用する。

ただし、令和2年4月1日以降に入札公告に付した工事であっても、受注者から申出があった場合は、受発注者協議の上、本要領を適用することができる。

附 則

この要領は、令和8年10月1日以降適用、入札公告に付する工事から適用する。

ただし、令和8年4月1日以降に入札公告に付した工事であっても、受注者から申出があった場合は、受発注者協議の上、本要領を適用することができる。